

第2章 騒音の調査

第1節 自動車騒音の調査	43
--------------------	----

第2章 騒音の調査

第1節 自動車騒音の調査

1 調査概要

自動車騒音については、「高速道路、一般国道、県道、4車線以上の市道(以下、対象路線)」の道路端において騒音測定を行い、この測定結果を基に道路端から50m以内にある全ての住居における騒音値を推計し、環境基準を達成している住居戸数の割合で評価する「面的評価」という方法で実施しています。

平成17年6月に、国が事務処理基準を示したことを受け、本市では、平成18年度から、全対象路線の5分の1ずつを毎年評価していくことにより、市域全体の環境基準の達成状況を5年間で評価する方法で実施しています。

このことから、平成22年度から市域全体の自動車騒音の状況が把握できるようになり、以降も計画的にこれを実施し、毎年データの更新を行っています。

また、平成23年度からは、合併により新たに評価対象となった、富合町、城南町、植木町の道路についても、調査を実施しており、市域全体の評価区間の延長は443.9km、区間数は161区間となっています。

2 調査結果

平成28年度は、対象路線の内、22区間、評価区間の延長68.2kmについて、調査を実施しました。(表2-1-1、図2-1-1)

その結果、市域全体の環境基準の達成率*である5ヶ年の累積評価は、平成23-27年度の97.5%から、平成24-28年度は96.7%になっていることが確認されました。(表2-1-2、図2-1-2)

*「環境基準の達成率」は、環境基準値が異なる午前6時から午後10時までの「昼間」と午後10時から翌日の午前6時までの「夜間」について、それぞれ評価を行いますが、ここでは「昼間」及び「夜間」ともに環境基準を達成している住居の割合を示しています。

表2-1-1 自動車騒音の面的評価結果(平成28年度評価区間)

No.	地点名 (路線名)	区間 延長 (km)	車 線 数	測定地点 の等価騒 音レベル (dB)		評価対 象戸数 (戸)	上段:環境基準達成率(%) 下段:環境基準達成戸数 (戸)		
				昼 間	夜 間		昼夜	昼	夜
1	植木町滴水～飛田2丁目 (一般国道3号)	5.0	2	41	35	426	<u>75.4</u> 321	98.8 421	<u>75.4</u> 321
2	水道町～迎町1丁目 (一般国道3号)	1.7	4	47	43	618	<u>88.2</u> 545	99.8 617	<u>88.2</u> 545
3	神水本町～田井島1丁目 (一般国道57号)	2.7	6	-	-	230	100.0 230	100.0 230	100.0 230
4	河内町船津～河内町船津 (一般国道501号)	2.6	2	42	42	213	100.0 213	100.0 213	100.0 213
5	河内町船津～小島5丁目 (一般国道501号)	8.8	2	42	42	448	<u>93.8</u> 420	<u>93.8</u> 420	<u>93.8</u> 420
6	九品寺2丁目～出水1丁目 (熊本高森線)	2.2	6	47	36	1,778	<u>88.8</u> 1,578	<u>93.7</u> 1,666	<u>88.8</u> 1,578

No.	地点名 (路線名)	区間 延長 (km)	車 線 数	測定地点 の等価騒 音レベル (dB)		評価対 象戸数 (戸)	上段:環境基準達成率(%) 下段:環境基準達成戸数 (戸)		
				昼 間	夜 間		昼夜	昼	夜
7	清水本町～鶴羽田1丁目 (熊本菊鹿線)	2.8	2	-	-	591	100.0 591	100.0 591	100.0 591
8	飛田4丁目～飛田4丁目 (熊本大津線)	0.5	2	-	-	98	100.0 98	100.0 98	100.0 98
9	八景水谷1丁目～清水新地7丁目 (熊本大津線)	2.6	2	-	-	1,133	100.0 1,133	100.0 1,133	100.0 1,133
10	画図町大字下無田～出水1丁目 (熊本空港線)	6.0	2	-	-	843	100.0 843	100.0 843	100.0 843
11	龍田町弓削～楡木1丁目 (詫麻北部線)	4.1	2	-	-	362	100.0 362	100.0 362	100.0 362
12	月出5丁目～月出8丁目 (小池竜田線)	0.8	2	-	-	333	100.0 333	100.0 333	100.0 333
13	戸島町～小山町 (益城菊陽線(新道))	2.7	2	46	46	16	100.0 16	100.0 16	100.0 16
14	画図東1丁目～画図町大字重富 (神水川尻線)	2.0	2	-	-	115	100.0 115	100.0 115	100.0 115
15	富合町莎崎～富合町杉島 (走潟廻江線)	3.2	1	-	-	71	100.0 71	100.0 71	100.0 71
16	富合町小岩瀬～富合町南田尻 (川尻宇土線)	3.3	2	-	-	70	100.0 70	100.0 70	100.0 70
17	植木町古閑～植木町植木 (原植木線)	4.8	2	-	-	194	100.0 194	100.0 194	100.0 194
18	子飼本町～黒髪6丁目 (熊本菊陽線)	1.9	2	44	44	1,142	98.6 1,126	100.0 1,142	98.6 1,126
19	保田窪3丁目～長嶺南2丁目 (国体道路東西線)	2.1	4	44	39	602	<u>88.9</u> 535	<u>90.9</u> 547	<u>88.9</u> 535
20	新土河原2丁目～田迎4丁目 (新土河原出水線)	4.2	4	-	-	942	100.0 942	100.0 942	100.0 942
21	尾ノ上2丁目～健軍3丁目 (下南部画図線)	1.9	4	-	-	81	100.0 81	100.0 81	100.0 81
22	新屋敷2丁目～白山3丁目 (子飼新大江線)	2.3	4	-	-	1,096	100.0 1,096	100.0 1,096	100.0 1,096
合計		68.2				11,402	10,913	11,201	10,913

※1 : 「環境基準達成率」 下線 は80%以上95%未満、下線 は60%以上80%未満、囲み数字(□)は60%未満。

※2 : 「測定地点の等価騒音レベル」 下線 は環境基準値を超えた地点。

※3 : 交差点部では、2つの評価区間に重複して住居が立地する場合がありますが、戸数合計は、それぞれの和(延べ数)として計算しています。



図 2-1-1 環境基準の達成状況(平成 28 年度評価区間)

表 2-1-2 自動車騒音の面的評価結果(平成 28 年度 市全域の環境基準評価)

評価年度	評価区間	評価対象戸数	環境基準の達成戸数・(率)		
			昼間・夜間	昼間	夜間
平成 28 年度	203 区間	62,502	60,437 (96.7%)	61,510 (98.4%)	60,482 (96.8%)

※ 市全域の環境基準評価は、その年度までの 5 ヶ年の評価結果の累積から、市域全体の環境基準の達成率を表したものです。

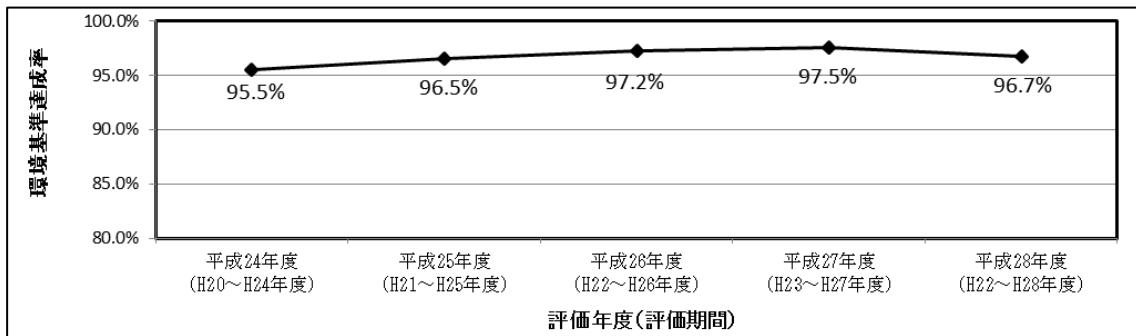


図 2-1-2 環境基準達成率の推移

(参 考)

●環境基準、要請限度

道路に面する地域の環境基準と幹線交通を担う道路(高速自動車道、一般国道、都道府県道及び 4 車線以上の市町村道など)に近接する区域の自動車騒音に係る環境基準及び要請限度は以下のとおりとなっています。(表 2-1-3、表 2-1-4)

表 2-1-3 道路に面する地域の環境基準

	昼間	夜間
A地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル	55 デシベル
B地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル	60 デシベル

※ ただし、幹線交通を担う道路に近接する区域については、表 2-4 による。

※ A地域とは専ら住居の用に供される地域、B地域とは主として住居の用に供される地域、C地域とは相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域を、それぞれ指しています。

表 2-1-4 幹線交通を担う道路に近接する区域の環境基準及び要請限度

	昼間	夜間
環境基準	70 デシベル	65 デシベル
要請限度	75 デシベル	70 デシベル

※ 騒音の測定は、原則として交差点を除く部分で、道路端において行う。

※ 等価騒音レベルにより評価する。

※ 近接する区域とは、2 車線以下の道路の場合は道路敷地境界から 15m、2 車線を超える道路の場合は、20mまでの範囲のことを言います。

【要請限度】

自動車騒音が要請限度を超えて道路周辺の環境を著しく損なっている場合には、公安委員会や道路管理者に対し、必要な措置を講じるよう要請したり、意見を述べたりすることができます。

なお、騒音の測定時間については、本調査が 1 日間でを行うのに対して、要請を行うためには、連続する 7 日間のうち 3 日間でを行うこととされています。